

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 15



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿 児 島 県 予 算 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)

(財 政 課 取 扱 い) 1

規 則

鹿 児 島 県 予 算 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 44 号

鹿 児 島 県 予 算 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 予 算 規 則 (昭 和 38 年 鹿 児 島 県 規 則 第 118 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 23 条 を 第 24 条 と し , 第 22 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る。

(財 務 会 計 シ ス テ ム に よ る 事 務 処 理)

第 23 条 第 10 条 第 1 項 及 び 第 3 項 , 第 11 条 第 1 項 並 び に 第 12 条 第 1 項 (歳 出 予 算 に 係 る 部 分 に 限 る。)の 規 定 に よ る 事 務 手 続 に つ い て は , こ の 規 則 の 規 定 に か か わ ら ず , 財 務 会 計 シ ス テ ム (予 算 及 び 会 計 に 係 る 事 務 を 処 理 す る 電 子 情 報 処 理 組 織 を い う。以 下 こ の 条 に お い て 同 じ。) を 使 用 し て 行 わ ね ば な ら ぬ。

2 第 11 条 の 2 第 2 項 , 第 17 条 第 1 項 及 び 第 3 項 並 び に 第 18 条 の 規 定 に よ る 事 務 手 続 に つ い て は , こ の 規 則 の 規 定 に か か わ ら ず , 財 務 会 計 シ ス テ ム を 使 用 し て 行 う こ と が で き る。

3 こ の 規 則 の 規 定 に よ り 作 成 し , 又 は 保 存 す る こ と と さ れ て い る 計 画 書 , 配 当 書 , 移 替 え 書 , 令 達 書 , 計 算 書 そ の 他 の 証 拠 書 類 等 (以 下 こ の 項 に お い て 「書 類 等」とい う。)の う ち , 財 務 会 計 シ ス テ ム を 使 用 し て 行 っ た 事 務 手 続 に 係 る 書 類 等 に つ い て は , 当 該 書 類 等 に 記 載 す べ き 事 項 を 記 録 し た 電 磁 的 記 録 (電 子 的 方 式 , 磁 気 的 方 式 そ の 他 人 の 知 覚 に よ っ て は 認 識 す る こ と が で き ぬ 方 式 で 作 ら れ る 記 録 で あ っ て , 電 子 計 算 機 に よ る 情 報 処 理 の 用 に 供 さ れ る も の を い う。以 下 こ の 項 に お い て 同 じ。)の 作 成 又 は 保 存 を も っ て , 当 該 書 類 等 の 作 成 又 は 保 存 に 代 え る こ と が で き る。こ の 場 合 に お い て , 当 該 電 磁 的 記 録 は , 当 該 書 類 と み な す。

別 記 第 1 号 様 式 か ら 別 記 第 3 号 様 式 ま で を 次 の よう に 改 め る。

別記
第 1 号 様 式 (第 10 条 関 係)

歳 入 予 算 執 行 計 画 書

年 度

年 月 日 作 成
頁

会 計
所 属

(単 位 : 千 円)

款	項	目	節	細 節	細 々 節	名 称	当 初 予 算 額 補 正 予 算 額 予 算 現 額	歳 入 予 算 の 収 入 計 画					備 考	
									第 1 四 半 期	第 2 四 半 期	第 3 四 半 期	第 4 四 半 期		4・5 月
							予 算							
							調 定							
							収 入							
							予 算							
							調 定							
							収 入							
							予 算							
							調 定							
							収 入							
							予 算							
							調 定							
							収 入							

第 1 号 様 式 の 2 (第 10 条 関 係)

歳 出 予 算 執 行 計 画 書

年 度

年 月 日 作 成
頁

会 計
事 業
所 属

(単 位 : 千 円)

節	細節	細々節	名 称	当 初 予 算 額 補 正 予 算 額 予 算 現 額	支 出 (負 担 行 為) 計 画					備 考
						第 1 四 半 期	第 2 四 半 期	第 3 四 半 期	第 4 四 半 期	
				予 算						
				負 担						
				支 出						
				予 算						
				負 担						
				支 出						
				予 算						
				負 担						
				支 出						
				予 算						
				負 担						
				支 出						

別記第 5 号様式を次のように改める。

第 5 号様式 (第 12 条関係)

歳 出 予 算 令 達 書				伝票番号	—
年度		会計		所属	
起 票 日	年 月 日			確定日	年 月 日
決 裁 区 分					
	増額する科目			減額する科目	
所 属					
予 算 区 分 款 項 目 節 細 節 細々節					
予算現額 (前額)			円		円
予算現額 (後額)			円		円
負 担 行 為 額			円		円
予算残額 (前額)			円		円
予算残額 (後額)			円		円
億 万 円					
金額					
理 由					
備 考					
上記のとおり予算の令達を決定したので通知します。					

別記第10号様式及び別記第11号様式を次のように改める。

第10号様式 (第17条関係)

歳 出 予 算 流 用 計 算 書										伝票番号	—												
年度	会計				所属																		
					合 議 欄																		
起 票 日	年 月 日																						
決 裁 区 分																							
	増額する科目 (先)					減額する科目 (元)																	
所 属																							
予 算 区 分																							
款																							
項																							
目																							
節																							
細 節																							
細々節																							
予算現額 (前額)						円						円											
予算現額 (後額)						円						円											
負担行為額						円						円											
予算残額 (前額)						円						円											
予算残額 (後額)						円						円											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">億</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>													億		万		円	金額					
	億		万		円																		
金額																							
理 由																							
備 考																							
上記のとおり歳出予算を流用してよいか伺います。																							

第 11 号 様 式 (第 18 条 関 係)

予 備 費 充 用 計 算 書										伝票番号	—												
年度					会計					所属													
合 議 欄																							
起 票 日 年 月 日																							
決 裁 区 分																							
増額する科目 (先)						減額する科目 (元)																	
所 属																							
予 算 区 分																							
款																							
項																							
目																							
節																							
細 節																							
細々 節																							
予算現額 (前額)						円			円														
予算現額 (後額)						円			円														
負担行為額						円			円														
予算残額 (前額)						円			円														
予算残額 (後額)						円			円														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">億</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">金額</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;"> </td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;"> </td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;"> </td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;"> </td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;"> </td> </tr> </table>													億		万		円	金額					
	億		万		円																		
金額																							
理 由																							
備 考																							
上記のとおり予備費充用してよいか伺います。																							

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県予算規則の規定は、令和 8 年度の予算及び決算から適用し、令和 7 年度の予算及び決算については、なお従前の例による。